

3 個別労働関係紛争のあっせん・労働相談

(1) 概要

- ア 平成13年10月から、知事委任による個別労働関係紛争に係るあっせん及び労働相談を実施している。
- イ 令和7年度のあっせんに係る労働相談の実件数は276件で、うち266件が労働者からの相談であった。
また、相談項目別では、「経営又は人事」に関するものが81件(29.3%)と最も多く、次いで「労働条件等」に関する相談が74件(26.8%)であった。
- ウ 令和7年度中のあっせん事件は2件あり、その結果は打ち切り2件だった。
* 令和7年度より、被申出者があっせんに応じなかった場合は「打ち切り」として処理(令和6年度までは「不開始」)。

(2) 労働相談の状況

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

相談項目		区分	労働者	事業主	双 方	計
実 件 数			266	10		276
相談方法	訪 問		36	2		38
	電 話		172	8		180
	電子メール		58			58
延べ件数			266	10		276
経営又は人事			76	5		81
ア	解雇		31	1		32
イ	配置転換、出向・転籍		6			6
ウ	復職					
エ	懲戒処分		1			1
オ	退職		29	1		30
カ	勤務延長、再雇用		1			1
キ	その他経営又は人事		8	3		11
賃金等			29	1		30
ク	賃金未払い		6			6
ケ	賃金増額					
コ	賃金減額		10			10
サ	一時金		2			2
シ	退職一時金					
ス	解雇手当					
セ	休業手当		1			1
ソ	諸手当		2			2
タ	その他賃金		8	1		9
チ	年金(企業年金・厚生年金等)					
労働条件等			73	1		74
ツ	労働契約		3			3
テ	労働時間		7	1		8
ト	休日・休暇		4			4
ナ	年次有給休暇		23			23
ニ	育児休業・介護休業		7			7
ヌ	時間外労働		2			2
ネ	安全・衛生		5			5
ノ	福利厚生制度		1			1
ハ	社会保険		2			2
ヒ	労働保険		4			4
フ	その他の労働条件等		15			15
職場の人間関係			58	3		61
ヘ	セクハラ		1			1
ホ	嫌がらせ		57	3		60
その他			30			30
マ	その他		30			30

(参 考) 無料相談会の実施状況

年 度	開 催 日 時	会 場	相 談 件 数
平成 28	平成 29 年 3 月 11 日 (土) 10～15 時	県民会館 6 階	9 件 (労 9 件、使 0 件)
29	平成 30 年 3 月 10 日 (土) "	"	12 件 (労 12 件、使 0 件)
30	平成 31 年 3 月 9 日 (土) "	"	8 件 (労 8 件、使 0 件)
令和元	令和 2 年 3 月 14 日 (土) "	"	12 件 (労 11 件、使 1 件)
2	令和 3 年 3 月 13 日 (土) "	"	4 件 (労 4 件、使 0 件)
3	令和 4 年 3 月 12 日 (土) "	"	2 件 (労 2 件、使 0 件)
4	令和 5 年 3 月 11 日 (土) "	"	20 件 (労 19 件、使 1 件)
5	令和 6 年 3 月 9 日 (土) "	県民会館 7 階	12 件 (労 12 件、使 0 件)
6	令和 7 年 3 月 8 日 (土) "	県民会館 5 階	8 件 (労 8 件、使 0 件)
7	令和 8 年 3 月 14 日 (土) "	"	12 件 (労 12 件、使 0 件)

* 無料相談会は平成 15 年度から実施。令和 7 年度の相談件数は(2)に掲げた実件数の内数。

(3) 個別あっせんの状況 (令和7年度)

取 扱 件 数			不開始 件 数	終 結 件 数			合 計	翌年度 繰 越
前年度か らの繰越	新 規	計		解 決	打 切 り	取 下 げ		
0	2	2	0	0	2	0	2	0

* 令和 7 年度より、被申出者があっせんに応じなかった場合は「打ち切り」として処理（令和 6 年度までは「不開始」）。

(4) 個別あっせん一覧表

申出番号・事件名	申出年月日	終結年月日	終結事由	業 種
個7-1 解雇予告手当等請求事件	7. 7. 1	7. 8. 12	打ち切り	医療、福祉
個7-2 雇用関係終了事件	7. 9. 5	7.10.15	打ち切り	卸売業、小売業

ア 不開始事件の状況

なし

イ 終結事件の状況

申出番号 ・事件名	年月日	終結 事由	概 要
個7-1 解雇予告 手当等請 求事件	申 出 7. 7. 1 終 結 7. 8.12	打切り	【申 出 者】 有期契約社員 【被申出者】 医療、福祉 【調整事項】 解雇予告手当、精神的苦痛に対する慰謝料 【経 過】 申出者が、被申出者に試用期間の意味合いで有期契約社員として採用され、その後契約期間満了による雇止めとなる旨通告されたことについて、①当該労働契約の趣旨は、正社員採用前の試用期間であり、無期労働契約における試用期間と同一視できると考えられるから、本件は契約期間満了による雇止めではなく、試用期間満了後の解雇であるとして、解雇予告手当及び②当該雇止めは不当なものであり、パワハラも受け精神的苦痛を被ったとして、慰謝料の支払いを求めたもの。 7. 1 申出書提出 7.22 被申出者事前調査 8.12 あっせん開催 当事者双方の主張に大きな隔たりがあり、解決の見込みがないため、打切りとなった。 【あっせん員】 下川会長代理、前野委員、岩田委員
個7-2 雇用関係 終了事件	申 出 7. 9. 5 終 結 7.10.15	打切り	【申 出 者】 正社員 【被申出者】 卸売業、小売業 【調整事項】 会社都合退職による退職金の増額支払い、補償金 【経 過】 申出者が、社員に対するパワハラ及び出向先で受けたクレームを理由に懲罰委員会にかけられることとなり、懲戒解雇になるのではとの不安から退職したことについて、不当なパワハラ認定と身に覚えのないクレームで懲罰委員会にかけられることとなり、結果として退職に追い込まれたとして、①会社都合退職として、退職金の増額支払い及び②人権侵害と職能否定に対する補償金の支払いを求めたもの。 9. 5 申出書提出 10.15 打切り決定 申出内容と見解の相違が多いとして、被申出者があっせんに応じなかったため、不応諾による打切りとなった。

ウ 係属中の事件の状況

なし